

被害に遭われた時(死亡、負傷等) 経済・生活面の支援

- ・災害弔慰金
- ・見舞金
- ・貸付

- ・国民年金保険料等
- ・市民税
- ・固定資産税

- ・介護保険料
- ・保育料

- ・奨学金返還猶予

項目	担当課	制度概要	対象者	根拠等
災害弔慰金	福祉課 37-0069	対象となる災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行う。 (災害弔慰金の支給を受ける遺族の) ・生計維持者が死亡した場合 500万円 ・その他の者が死亡した場合 250万円	対象となる災害により死亡した市民の遺族(範囲及び順位は次のとおり) 1.配偶者 2.子 3.父母 4.孫 5.祖父母 6.兄弟姉妹(死亡当時、同居又は生計同一に限る)	・災害弔慰金の支給等に関する法律 ・西海市災害弔慰金の支給等に関する条例ほか
災害障害見舞金	福祉課 37-0069	対象となる災害により負傷、疾病にかかり、治ったとき(症状が固定したときを含む)に、重度の障害(両目失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)がある市民に対し、災害障害見舞金の支給を行う。 (災害により負傷、疾病にかかった当時において) ・世帯の生計を主として維持していた場合 250万円 ・その他の場合 125万円	災害により負傷、疾病にかかり、治ったとき(症状が固定したときを含む)に、重度の障害(両目失明、咀嚼、言語機能を廃した者、両上肢の用を全廃した者、胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者、両上肢のひじ関節以上、両下肢のひざ関節以上で失った者等)がある市民	・災害弔慰金の支給等に関する法律 ・西海市災害弔慰金の支給等に関する条例ほか

項目	担当課	制度概要	対象者	根拠等
<p>災害援護資金貸付け</p>	<p>福祉課 37-0069</p>	<p>対象となる災害により、被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養に要する期間が、おおむね1月以上である世帯主の負傷があり、住居・家財に被害を受けた世帯 貸付限度額: 350万円 (被害の程度による) ・世帯主の負傷がなく、住居・家財に被害を受けた世帯 貸付限度額: 350万円 (被害の程度による) 	<p>対象となる災害により被害を受けた世帯の世帯主</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害弔慰金の支給等に関する法律 ・西海市災害弔慰金の支給等に関する条例ほか
<p>小災害り災者に対する見舞金</p>	<p>福祉課 37-0069</p>	<p>小災害により被害を受けた市民又は世帯に対し、見舞金の支給を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害3級以上の障害を負った場合 1人あたり5万円 ・住居が全壊した場合 1世帯あたり10万円 ・住居が半壊した場合 1世帯あたり5万円 ・住居が一部損壊又は家財の1/3以上の被害を受けた場合 1世帯あたり2万円 	<p>風水害、天災地変による被害、火災等により住居及び住居に関連する土地に被害を受けた市民(世帯)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・西海市小災害り災者に対する見舞金等の支給に関する条例 ・西海市小災害り災者に対する見舞金等の支給に関する条例施行規則

項目	担当課	制度概要	対象者	根拠等
<p>生活福祉資金制度 による貸付 (緊急小口資金・福祉費(災害援護費))</p>	<p>社会福祉協議会 29-4081</p>	<p>生活福祉資金は、金融機関等からの借入れが困難な低所得世帯、障がい者世帯や高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付けるもの。 ○緊急小口資金…緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用の貸付(10万円以内) ・措置期間:貸付の日から2月以内 ・償還期間:措置期間経過後12月以内 ○災害援護費…災害を受けたことにより、臨時に必要となる費用の貸付(150万円目安) ・措置期間:貸付の日から6月以内 ・償還期間:措置期間経過後7年以内(目安)</p>	<p>金融機関等からの借入れが困難な低所得世帯、障がい者世帯や高齢者世帯</p>	<p>生活福祉資金貸付制度要綱</p>

項目	担当課	制度概要	対象者	根拠等
国民年金保険料 免除・納付猶予	市民課 37-0164	被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主もしくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有にかかる住宅、家財、その他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)が、その価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合には、申請に基づき、その保険料を免除する。	国民年金第1号被保険者	・国民年金法施行規則(第77条の7第1号)
一般廃棄物手数料 減免	環境政策課 37-0065	天災その他特別の理由があるときは、一般廃棄物の手数料を減額し、又は免除することができる。	被災した箇所が市内である罹災証明書を添付できる者	・西海市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 ・西海市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

項目	担当課	制度概要	対象者	根拠等
<p>災害による被害者に対する 西海市税の減免</p>	<p>税務課 37-0062</p>	<p>当該年度分の個人市民税及び固定資産税について、損害の程度に応じて災害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額について減免する</p>	<p>台風その他これらに類する災害により特に甚しい災害を受け、かつ、担税能力を著しく喪失した者</p>	<p>災害による被害者に対する西海市税の減免に関する条例</p>
<p>西海市国民健康保険税の減免</p>	<p>税務課 37-0062</p>	<p>当該年度分の保険税について、損害の程度に応じて理由発生日以後の当該年度未到来の納期に係る保険税の所得割額を減免する</p>	<p>震災、風水害、火災その他これらに類する災害により生活の基盤となる資産に重大な損害を受けたもので生活が著しく困難となった者</p>	<p>西海市国民健康保険税の減免に関する規則</p>
<p>徴収の猶予</p>	<p>債権管理課 37-0025</p>	<p>災害により被害を受けた場合、被災納税者の市税について、申請により徴収の猶予を受けることができます。徴収猶予が認められた場合、1年以内の期間に限り、一時での市税の徴収が猶予され、分割による市税の納付ができます。徴収猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。申請する猶予金額及び猶予期間により、担保の提供が必要な場合があります。</p>	<p>被災納税者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法 ・西海市税条例

項目	担当課	制度概要	対象者	根拠等
<p>保険料の徴収 猶予・減免</p>	<p>長寿介護課 37-0024</p>	<p>介護保険料の徴収猶予や減免措置が講じられる場合があります。</p>	<p>災害等による収入の減少などの特別な理由により、保険料の支払いが困難と認められる方</p>	<p>・介護保険法 ・西海市介護保険条例・西海市介護保険条例施行規則</p>
<p>保育所等の利用者負担額の軽減</p>	<p>こども家庭課 37-0029</p>	<p>災害等、特別な理由があることに該当すると認めるときは、当該利用者に係る保育所等の利用者負担額を軽減します。</p>	<p>保育所等を利用する保護者及び児童</p>	<p>西海市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担並びに保育所保育料に関する規則</p>
<p>奨学金返還猶予</p>	<p>教育総務課 37-0077</p>	<p>災害の影響で返還が困難となった西海市奨学生に対する返還の猶予を実施します。</p>	<p>西海市奨学生（返還予定又は返還中の者）</p>	<p>西海市奨学資金貸付基金条例</p>

項目	担当課	制度概要	対象者	根拠等
<p>公共料金・使用料等の特別措置</p>	<p>上水道課 37-0072</p>	<p>市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、水道利用加入金その他の費用を軽減し、又は免除することができる。 ※災害限定のものではない。</p>	<p>申請者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・西海市水道事業給水条例 ・西海市水道事業給水条例施行規則
<p>公共料金・使用料等の特別措置</p>	<p>上水道課 37-0072</p>	<p>市長は、債務者が指定された納付期限までに債務を履行しなかったことについて、災害その他特別なやむを得ない事由があると認められる場合においては、第9条から前条までに定める督促手数料、督促事務手数料、延滞金又は遅延損害金の一部又は全部を減額し、又は免除することができる。 ※災害限定のものではない。</p>	<p>申請者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・西海市債権管理条例 ・西海市債権管理条例施行規則